

神戸市地域集会所修繕等補助金交付要綱

昭和47年4月1日

市長決定

(趣 旨)

第1条 この要綱は、地域活動の活性化に寄与するため、自治組織や特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）が行う集会所の修繕・改修をはじめ新築・買収、増築、バリアフリー化（以下「修繕等」という。）に要する経費（敷地買収費、借地料、整地費及び取り壊し費を除く。以下同じ。）の一部を補助することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下、「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定めるものとする。

(用 語)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- ① 自治組織 神戸市内の一定地域において自主的に個人又は世帯を構成主体として設置され、地域性及び共通目標をもった開放的な組織体
- ② NPO法人 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく法人格を取得した団体
- ③ 修 繕 集会所の維持管理上必要と認められる補修をいう。
- ④ 改 修 集会所の主要な部分（基礎、土台、柱、壁、はり、屋根、床、天井、階段等）の改修を含む工事をいう。
- ⑤ 新 築 新たに集会所を建築し、又は現在の集会所の全部を除去し、新しく建築することをいう。
- ⑥ 買 収 既存の建築物を新たに集会所として購入すること（購入後集会施設に改造するまでを含む。）をいう。
- ⑦ 増 築 既にある集会所の床面積を増加させることをいう。
- ⑧ バリアフリー化 高齢者や障害者が集会所を利用する際に支障となる障害部分をなくすための設備を整備することをいう。
- ⑨ 賃 貸 借 民法（明治29年法律第89号）第601条に規定する賃貸借をいう（当事者の一方がある物の使用及び収益を相手方にさせることを約し、相手方がこれに対してその賃料を支払うことを約すること）。

(補助対象)

第3条 補助金交付の対象は、別表1に定めるとおりとする。

(補助金の額及び限度額)

第4条 補助金の額及び限度額は、別表2に定めるとおりで予算の範囲内とする。

(申し込み手続き)

第5条 補助を受けようとする自治組織は、神戸市地域集会所修繕等補助金申込書(自治組織用)(様式第1号)を、別に定める募集期間に提出するものとする。

2 補助を受けようとするNPO法人は神戸市地域集会所修繕等補助金申込書(NPO法人用)(様式第2号)を、別に定める募集期間に提出するものとする。

(補助対象施設の選定)

第6条 市長は、前条に定める申し込み案件について書類による選定を行う。

2 市長は、前項に定める選定を行うため、申し込み案件の内容を点数化する選考会を開催するものとする。

3 市長は、第2項に定める選考会において、補助を受けようとする自治組織及びNPO法人の代表者に対して、申し込み案件の内容について聞き取りを行うことができるものとする。

(選考委員)

第7条 前条第2項に定める選考会の委員は、5人以内の市職員で構成する。

(選定基準)

第8条 第6条に定める選定の基準は、施設整備の必要性、施設利用度、維持管理に必要な資金計画等とする。

2 第6条第2項に定める選考会において点数化した申し込み案件の得点が、満点の半数に満たない場合は、補助採択しないものとする。

(補助金交付予定額の決定)

第9条 市長は、申し込み案件について補助の採否及び補助金の予定額を決定したときは、神戸市地域集会所修繕等補助選定結果通知書(様式第3号)により申し込みのあった自治組織又はNPO法人に対して通知するものとする。

(補助金交付の申請)

第10条 補助採択の通知を受けた自治組織又はNPO法人(以下、「申請者」という。)は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 神戸市地域集会所修繕等補助金交付申請書(様式第4号)
- (2) 地域集会所修繕等事業計画書(様式第5号)
- (3) 工事費見積内訳書(買収にあつては売買予定金額が確認できる書類)
- (4) 設計図(買収にあつては建物平面図及び建物登記事項証明書)及び付近見取図
- (5) 土地所有及び利用に関する書類(集会所が賃貸借物件の場合は除く)
- (6) 建物所有及び利用に関する書類
- (7) 団体の規約・定款等
- (8) 会員の同意を示す書類

(9) 建築基準法第6条、第6条の2の規定に基づき建築主事又は指定確認検査機関の確認を受けなければならない集会所については、建築確認済証の写し

(10) 自己負担額（集会所の修繕等に要する経費から補助金の額を差し引いたもののうち自治組織又はNPO法人において負担する部分をいう。）の保有を証する書類

(11) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による交付の申請は、市長が別に定める期日までにしなければならない。ただし、市長が正当な理由があると認めたときはこの限りではない。

（補助金交付の決定）

第11条 市長は、補助金規則第6条による補助金等の交付決定を行う時は、神戸市地域集会所修繕等補助金交付決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不適当である旨の通知を行うときは、神戸市地域集会所修繕等補助金不交付決定通知書（様式第7号）により、申請者に通知するものとする。

（工事着手について）

第12条 申請者は、前条に定める補助金交付決定通知があるまでは、工事に着手してはならない。

（補助金交付決定後の工事変更等の届出）

第13条 補助金交付決定を受けた自治組織又はNPO法人（以下、「補助事業者」という。）は、補助金規則第7条第1項に掲げる承認を受けようとするときは神戸市地域集会所修繕等変更申請書（様式第8号）を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは神戸市地域集会所修繕等中止（廃止）申請書（様式第9号）を、速やかに市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を神戸市地域集会所修繕等補助金交付決定変更通知書（様式第10号）又は神戸市地域集会所修繕等中止（廃止）承認通知書（様式第11号）により、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第14条 補助事業者は、補助の対象となっている集会所の工事が完了したとき、又は所有権移転登記が完了したときは、速やかに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 神戸市地域集会所修繕等実績報告書（様式第12号）

(2) 地域集会所修繕等収支報告書（様式第13号）

(3) 請書または請負契約書（買収にあたっては売買契約書）の写し

(4) 建物登記事項証明書（買収の場合に限る。）

(5) 建築基準法第7条の規定による検査済証の写し（新築、増築の場合に限る。）

(6) 集会所の全景及び整備対象部位全てが分かる写真

(7) その他市長の求める関係書類

2 前項の場合において、建築基準法第7条の規定に基づき建築主事又は指定確認検査機関の検査を受けなければならない集会所については、検査済証の写しを添付しなければならない。

3 第1項の規定による実績報告は、3月末日までにしなければならない。

(完了の検査等)

第15条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、3月末日までに完了の検査を行うものとする。

(交付額の確定)

第16条 市長は、補助金規則第16条による補助金の交付額の確定を行ったときは、神戸市地域集会所修繕等補助金確定通知書(様式第14号)により、速やかに補助事業者へ通知するものとする。

(支払報告)

第17条 補助を受けた自治組織又はNPO法人の代表者は、当該工事又は買収に要した経費の精算を行ない、補助金を受けた日より、20日以内に次に掲げる書類を添えて地域集会所修繕等支払報告書(様式第15号)を市長に提出しなければならない。

(1) 領収書等代金を支払ったことを証する書類

(2) その他市長の求める関係書類

(経理の明瞭化)

第18条 補助を受けた補助事業者は、その補助金の使途に関し収支を明瞭にしなければならない。

2 前項の場合において、市長は、必要と認めるときは、その内容の審査及び指導助言を行うことができる。

(集会所の利用状況の報告)

第19条 補助事業者が所有する集会所に対して補助を受けた補助事業者は、補助を受けた年度から5年度の間、市長が必要と認めるときに地域集会所利用状況報告書(様式第16号)により当該補助に係る集会所の利用状況を市長に報告しなければならない。

2 補助事業者が賃貸借する集会所に対して補助を受けた補助事業者は、補助を受けた年度から2年度の間、市長が必要と認めるときに地域集会所利用状況報告書(様式第16号)により当該補助に係る集会所の利用状況を市長に報告しなければならない。

(抵当権等設定の承認)

第20条 補助事業者は、補助の対象となった集会所に質権、抵当権その他の集会所としての目的を阻害するおそれのある権利を設定しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

(補助金の申請制限)

第21条 この要綱に基づき補助金の交付を受けた補助事業者は、交付を受けた年度

を含め5年度の間は、この要綱に基づく補助金を申請することができない。

- 2 この要綱に基づき補助金の交付を受けた補助事業者が、再び同じ種別（修繕・改修、新築・買収、増築、バリアフリー化）で補助金の交付を受けようとする時は、別表3に定める条件を満たさなければならない。

（補助金の取消及び返還）

第22条 市長は、補助事業者が次の各号の一に該当するときは、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の方法により補助金交付の決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助の対象となった集会所を集会以外の目的に供するものとしたとき。
- (3) 集会所を第三者に譲渡する、長期間使用权を設定する等集会所としての目的を阻害したとき。
- (4) 補助金交付の決定の条件その他この要綱の規定に違反したとき。

（申請書等の様式）

第23条 申請書その他の書類の様式は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 神戸市地域集会所修繕等補助金申込書（自治組織用）
様式第1号（第5条関係）
- (2) 神戸市地域集会所修繕等補助金申込書（NPO法人用）
様式第2号（第5条関係）
- (3) 神戸市地域集会所修繕等補助選定結果通知書
様式第3号（第9条関係）
- (4) 神戸市地域集会所修繕等補助金交付申請書 様式第4号（第10条関係）
- (5) 地域集会所修繕等事業計画書 様式第5号（第10条関係）
- (6) 神戸市地域集会所修繕等補助金交付決定通知書
様式第6号（第11条関係）
- (7) 神戸市地域集会所修繕等補助金不交付決定通知書
様式第7号（第11条関係）
- (8) 神戸市地域集会所修繕等変更申請書 様式第8号（第13条関係）
- (9) 神戸市地域集会所修繕等中止（廃止）申請書
様式第9号（第13条関係）
- (10) 神戸市地域集会所修繕等補助金交付決定変更通知書
様式第10号（第13条関係）
- (11) 神戸市地域集会所修繕等中止（廃止）承認通知書
様式第11号（第13条関係）
- (12) 神戸市地域集会所修繕等実績報告書 様式第12号（第14条関係）
- (13) 地域集会所修繕等収支報告書 様式第13号（第14条関係）
- (14) 神戸市地域集会所修繕等補助金確定通知書
様式第14号（第16条関係）

(15) 地域集会所修繕等支払報告書

様式第15号 (第17条関係)

(16) 地域集会所利用状況報告書

様式第16号 (第19条関係)

(施行細目)

第24条 この要綱の実施に関し、必要な事項は地域協働局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は昭和47年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に工事に着工し、施行日以後に完成が確認されたものについてはこの要綱を適用する。

附 則

この要綱は昭和49年4月1日から施行し、昭和49年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は昭和50年4月1日から施行し、昭和50年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は昭和52年4月1日から施行し、昭和52年度の補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和54年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の神戸市地域集会所新築等補助金交付要綱は、昭和54年度の補助金交付分から適用する。ただし、施行前に交付申請がなされた補助金交付分については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の神戸市地域集会所新築等補助金交付要綱は、昭和56年度の補助金交付分から適用する。ただし、施行日前に交付申請がなされた補助金交付分については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の神戸市地域集会所新築等補助金交付要綱は、昭和63年度の補助金交付分から適用する。ただし、施行日前に交付申請がなされた補助金交付分については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の神戸市地域集会所新築等補助金交付要綱は、平成2年度の補助金交付分から適用する。ただし、施行日前に交付申請がなされた補助金交付分については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の神戸市地域集会所新築等補助金交付要綱は、平成4年度の補助金交付分から適用する。ただし、施行日前に交付申請がなされた補助金交付分については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の神戸市地域集会所新築等補助金交付要綱は、平成14年度の補助金交付分から適用する。ただし、施行日前に新築又は買収に係る補助金の交付を受けた自治組織が新たな集会所を新築し、又は買収する場合については、補助しない。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の神戸市地域集会所新築等補助金交付要綱は、平成26年度の補助金交付分から適用する。ただし、施行日前に交付申請がなされた補助金交付分については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年3月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年3月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年3月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の神戸市地域集会所新築等補助金交付要綱は、令和2年度の補助金交付分から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(その他)

2 この要綱による改正後の第19条の規定については、令和2年度の補助金交付分から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

○別表1 補助対象（第3条関係）

| 補助対象者 | 対象条件 | 対象施設 |
|-------|--|---|
| 自治組織 | (1) 加入者が50世帯（個人を構成主体とするものにあつては50人）以上であること。 ただし、当該地域の地理的条件などにより、市長が特に必要と認めたときはこの限りでない。 (2) 組織の運営に関する規約等及び役員名簿を備えていること。 (3) 予算・決算及び適正な会計処理を行っていること。 (4) 政治活動や宗教活動を行う団体でないこと。 (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定める暴力団又は暴力団と密接な関係のある団体でないこと。 | (1) 自治組織又はNPO法人によって神戸市内に設置運営又は賃借により利用され、地域活動の活性化に寄与する施設であること。 (2) 独立した建物であり、地域活動の拠点として広く地域住民に開放（予定を含む）されていること。 (3) 会議及び集会又はその他地域活動に必要な施設を備えていること。 (4) 建築基準法(昭和25年法律第201号)その他の法令に適合するものであること。 (5) 集会所の修繕等に要する経費が15万円以上であること。 |
| NPO法人 | 神戸市内に有する主な活動拠点において、市が適当と認める「地域に開かれた場づく | (6) 集会所の修繕等を行うことに |

| | | |
|--|--|---|
| | り」に資する地域活動について、直近の年度で月2回以上かつ1回2時間以上の活動実績があること。 | について、物件の所有者（転貸人が存在する場合は転貸人を含む）及び会員の同意があること。 |
|--|--|---|

○別表2 補助金の額及び限度額（第4条関係）

| 補助種別 | 補助率 | 補助限度額 |
|---------|---------------------------------------|----------------------|
| 修繕・改修 | 補助対象経費の1/2以内 (補助対象経費は実施 要領で定める) | 300万円（賃貸借物件の場合、30万円） |
| 新築・買収 | | 1,200万円（賃貸借物件は対象外） |
| 増築 | | 600万円（賃貸借物件は対象外） |
| バリアフリー化 | | 200万円（賃貸借物件は対象外） |

○別表3 申請制限（第21条第2項関係）

| 補助種別 | 条件 |
|---------|---|
| 修繕・改修 | <p>交付を受けた年度を含め10年度以上経過していること。</p> <p>※ 修繕と改修は同じ種別</p> <p>※ 改修は令和4年度より実施</p> |
| 新築・買収 | <p>交付を受けた年度を含め30年度以上経過していること。</p> <p>※ 新築と買収は同じ種別</p> |
| 増築・改築 | <p>交付を受けた年度を含め10年度以上経過していること。</p> <p>※ 増築と改築は同じ種別</p> <p>※ 改築は令和3年度まで実施</p> |
| バリアフリー化 | <p>交付を受けた年度を含め10年度以上経過していること。</p> |